

## 政治資金監査の質の向上について（案）

～令和6年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

- 個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の人数は41人、誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は57件
- 対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用と新制度研修の受講を呼びかけ

### 1. 個別の指導・助言の対象者数等

#### (1) 個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、政治資金監査の際に指摘されるべき収支報告書上の金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、個別の指導・助言の対象とする。

#### (2) 個別の指導・助言の対象の内訳（令和6年分）

|                           | 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 | 誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 |
|---------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 1. 政治資金監査報告書に係るもの         | 7人<br>【3人】                 | 18件（0.7%）<br>【6件（0.2%）】  |
| 2. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの | 38人<br>【24人】               | 42件（1.5%）<br>【25件（0.9%）】 |
| 合計（延べ数）                   | 45人<br>【27人】               | 60件<br>【31件】             |
| 合計（純計）                    | 41人<br>【27人】               | 57件（2.1%）<br>【31件（1.1%）】 |

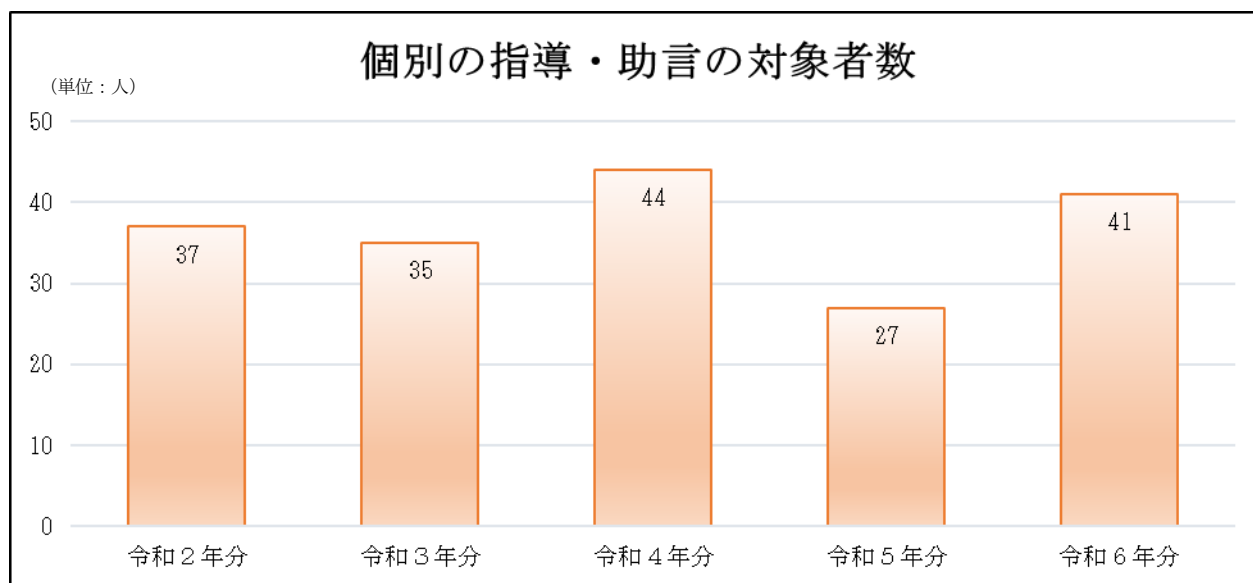
注1 【 】は令和5年分。

注2 比率については、次の算式により算出している。

$$\left( \frac{\text{誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和6年分収支報告書(定期分)の件数(2,741件) 【2,715件】}} \right)$$

### (3) 個別の指導・助言の対象者数の推移

令和2年分以降は40人前後で推移している。



## 2. 個別の指導・助言の手法

### (1) 文書による注意喚起

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監査を実施するよう注意喚起する。

なお、個別の指導・助言文書が対象となる登録政治資金監査人の手元に確実に届くように、当該監査人のもとに個別の指導・助言文書が到達した後に、当該文書を受領した旨を当委員会に連絡する手続を行う。

### (2) 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト活用の呼びかけ

令和6年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効性を強調し、誤りの再発防止のためその活用を呼びかける。

### (3) 個別の指導・助言の対象となった者への新制度研修受講の呼びかけ

令和6年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、令和8年度中に実施する「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修」（以下「新制度研修」という。）の参加を文書により呼びかける。

なお、新制度研修では、政治資金の制度に関する専門的知識及び令和7年9月に改定された政治資金監査マニュアルの講義に加え、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、生じやすい誤りの事例や留意すべき点についても解説を行うこととする。

### 3. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

○登録政治資金監査人に対する周知

全登録政治資金監査人に対して、取組結果や政治資金監査において生じやすい誤りの事例等を周知する通知を送付する。

○関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼する。

○都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報を提供する。

○新制度研修における対応

これまでの取組で明らかになった誤りの事例等について、研修受講者に説明する。